

【事例紹介】

# 外国人留学生の現状と就職促進に向けた取組について

## －留学生に対する就職支援と日本語教育機関の適正化－

Current Status of Foreign Students and Efforts for Employment promotion

法務省入国管理局入国在留課補佐官<sup>1</sup> 高竿 正人

TAKASAO Masato

(IMMIGRATION BUREAU, MINISTRY OF JUSTICE,

Deputy Director Entry and Status Division Immigration Bureau)

キーワード：就職支援、日本語教育機関、在留資格、高等教育機関の国際展開、グローバル化

### 1 留学生の入国・在留・不法残留の現況

平成16年以降の在留資格「留学」に係る新規入国者について、平成23年に東日本大震災による影響による減少がみられますが、年々増加傾向にあり、直近の平成30年では12万4,269人と過去最高となっています。これを国籍別に見ますと、中国が4万2,151人で全体の約3分の1を占めており、次いで多いのがベトナムの2万6,125人で全体の約2割を占めているといった状況です。

次に、「留学」の在留資格による在留外国人数の推移ですが平成29年に30万人の大台を突破し、直近の平成30年末では33万7,000人となっております。特に平成26年以降は年間2～3万人を超えるペースで増加しており、急激に増加しているといった状況です。これを国籍別で見ますと、最も多いのは中国の13万2,411人であり緩やかな増加となっているところ、特に最近大幅な増加傾向にあるのは、ベトナムとネパールであり、ベトナムは8万1,009人で6年前の約4倍、ネパールは約2万8,987人で同じく6年前の約3倍の増加となっています。

続きまして、留学生の不法残留者数の推移ですが、平成9年に2万5,000人が不法残留状態でしたが、審査の厳格化や摘発の強化等により、平成26年の1月には2,777人と20年前の約10分の1まで減少しました。しかしながら、平成27年以降は留学生の急増に伴って再び増加傾向にあり、直近の平成31年1月においては4,708人が不法残留となっています。これを

<sup>1</sup> 所属は2019年3月執筆時。

国籍別に見ますと、平成26年では7割程度を占めていた中国が1,074人と半減した一方で、ベトナムは6年前の148人から3,065人と20倍を超える勢いで増加しています。

## 2 日本語教育機関の現状

大学や専門学校へ進学を希望される方の中には、まずは日本語教育機関での日本語習得を目的としている方も多くいらっしゃると思いますので、日本語教育機関の現状について説明いたします。

外国人留学生在が日本語教育機関で日本語を習得することを目的として「留学」の在留資格を許可されるためには、法務省告示されている当該機関に受入れられる場合に限られます。

日本語教育機関を法務省告示するに当たっては、平成28年7月22日に法務省入国管理局が定めた「日本語教育機関の告示基準」（以下「告示基準」という。）に適合する必要があるとあり、当該適合性に係る判断においては、文部科学省や文化庁の意見を聞いた上で判断しているところです。

この告示基準については、平成29年10月期生の受入れから運用を開始しているところであり、①設置者及び校長その他教員の欠格理由を明確に規定、②入学者の募集、③入学希望者の選考、④適切な在籍管理、⑤告示後のフォローアップの措置等といった要件を定めているほか、これらの要件に該当しない場合においては法務省告示から抹消するといった規定も設けており、法務省告示から抹消された場合は、新たな留学生の受入れができないこととなります。

日本語教育機関の現在の設置状況については、特にこの2～3年の間は年間70校を超える日本語教育機関が新規に設立されているといったような状況であり、本年2月現在では749校が法務省告示されています。

これを設置形態別に見ますと、株式会社等の営利法人が約6割以上を占め、学校法人等は全体の約4分の1程度といった内訳となっており、更に地域別に見てみますと、関東地方が圧倒的に多くて全体の約半数を占めており、関東に次いで多いのは近畿地方、中部地方の順となっています。

## 3 外国人留學生に関する問題点等

近時の留學生に係る問題について簡単に説明します。留學生の新規入国者の増加に伴い、新規の不法残留者の発生数や刑法犯で検挙される留學生も比例して増加傾向にあります。

最近の報道でもよく耳にすることがあると思いますが、留學生による資格外活動許可の範囲を大きく超えたアルバイトの実態等も問題になっているところであり、日本語教育機関が急増してきているという背景には、留學生を自らの企業の人手不足解消のためにアルバイト等として労働力を確保しようとする実態や、このような資格外活動許可の制限時間の超過を日本語教育機関が学校ぐるみで行わせているような実態も確認されています。

また、留學生については一般的に週28時間以内、また、学則上の長期休業期間においては1日

8時間以内の資格外活動が包括的に許可されているところですが、日本語教育機関の新規設立に係る法務省告示への適否に係る確認時において、先ほど申し上げたように1日8時間という長期休業期間における資格外活動の延長が認められている特例を不正に利用していた教育機関も確認されています。

具体的には、学則上の長期休業期間とは夏季休暇や冬期休暇等を想定しているところですが、2か月間で4か月分の授業を行い、次の2か月間を長期休業として繰り返し、年間の半分を長期休業期間とすることにより1日8時間の資格外活動を可能とするといったカリキュラムを組んでいたというものでした。

また、外国の仲介業者の方が日本に留学すると多額の金銭を稼ぐことができるとして留学生を募集し虚偽の経歴や学歴等に関する文書を作成するなどして不当な手数料を取っているというような実態もあるようです。

このような状況で来日した留学生については、入国当初から多額の借金を抱えることとなり、借金返済のために勉強よりも就労活動に専従しなければならず、資格外活動許可の制限時間を大きく超過したアルバイトの実態になっているのではないかと考えられます。

もちろん留学生の中には、そもそも当初から仕事をしたいという方もあり、このような場合、留学生が日本語教育機関を利用して「留学」の在留資格を取得している方もありますので注意が必要です。

このような問題に対応するため入国管理局における審査においては、留学生の入国の目的が真に勉強を目的としていることの確認はもとより、留学期間中の学費や生活費を支弁するための経費支弁能力等については厳格に審査を行っているところであります。

#### 4 我が国における外国人労働者の現状

平成30年10月末における外国人雇用状況届出に基づいた我が国の外国人労働者は約146万であり、年々増加傾向にあります。外国人労働者の内訳を在留資格別に見ますと、①就労目的で在留が認められる者（在留資格「技術・人文知識・国際業務」、「経営・管理」、「技能」等）が約27.7万人、②身分に基づき在留する者（同「永住者」、「日本人の配偶者等」、「定住者」等）が約49.6万人、③技能実習生が約30.8万人、④特定活動（ワーキングホリデーやEPA看護師候補者等）が約3.6万人、⑤資格外活動が約34.4万人であります。

なお、資格外活動による外国人労働者のほとんどが留学生であり、「留学」の在留資格を許可されている者の9割以上が資格外活動許可を受けてアルバイトを行っている状況です。

#### 5 外国人留学生の就職状況

留学生の日本企業等への就職状況について着目してみますと、平成29年に留学生が我が国の企業等への就職を目的として行った在留資格変更許可申請に対して処分した数は2万7,926人(前年比6,028人増)、うち許可数は2万2,419人(前年比2,984人増)で、いずれも前年と比べて増加し、過去最高を記録しました。

これを、①国籍・地域別内訳で見ると中国が1万0,326人、ベトナムが4,633人、ネパールが2,026人の順であり、②変更許可後の在留資格別では「技術・人文知識・国際業務」が2万0,486人で全体の91%を占め、③就職先の職務内容では「翻訳・通訳」が8,715人、「販売・営業」が5,172人、「海外業務」が3,479人の順となっています。

## 6 外国人留学生の我が国企業への就職の円滑化のための入国管理局における取組

入国管理局における留学生の我が国企業への就職の円滑化のための取組について、留学生が我が国において就職する場合に最も多い在留資格である「技術・人文知識・国際業務」について説明します。

この在留資格については、本邦の公私の機関との契約に基づき、大学や専修学校等で学んだ学術上の素養等を生かすことにより、専門的・技術的分野における業務に従事する場合に許可されるものです。

審査のポイントとして1点目は、実際に従事する業務内容が専門的・技術的な分野に該当するものであるのか、仮にその該当性が認められる業務であったとしても、その他業務が在留資格該当性を認められない場合においては、それぞれの業務量のバランスが重視されることとなります。

2点目は、従事しようとする業務に必要な技術や知識に関わる科目を専攻して卒業しているかということの確認となりますが、この場合、大学と専修学校の卒業生では取扱いが異なります。具体的には、大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とし、また、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するとされており、このような教育機関としての大学の性格を踏まえ、大学における専攻科目と、従事しようとする業務の関連性については、従来より柔軟に判断しています。その一方で、専修学校は、職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とされていることから、専修学校における専攻科目と従事しようとする業務については、相当程度の関連性を必要としています。

3点目として、日本人と同等又はそれ以上の報酬を受けていることであり、この3点が「技術・人文知識・国際業務」の在留資格変更許可申請における審査の主なポイントとなっていますが、この他にも素行が善良であることや入管法に定める届出等の義務を履行していることなども確認されます。

次に、大学等を卒業又は専修学校専門課程において専門士の称号を取得して修了した留学生の方が卒業後に就職活動を行うことを希望する場合における取組について説明します。

大学等卒業者については卒業前から就職活動を引き続き行っていること、専修学校修了者については履修した科目が「技術・人文知識・国際業務」等の就労資格に係る活動と関連が認められた場合において、いずれも直前まで在籍していた教育機関から就職活動に関する推薦状を受けていることを要件として、最長で1年間の滞在を認めています。

また、最近の就職活動中の方に係る取組としては、地方公共団体が実施する就職支援事業に参加し、インターンシップを含む就職活動を行う場合に、最長2年間の滞在を認めることとしています。

この他にも継続就職活動中に就職が内定した者の採用までの間の滞在について認めており、これらは全て「特定活動」という在留資格で許可しており、資格外活動についても留学生と同様に包括的に許可しています。

なお、大学卒業後も継続して起業活動を行う場合の取扱いについては、卒業後から6月以内に、会社法人を設立し企業して在留資格「経営・管理」に在留資格変更許可申請を行うことが見込まれる優秀な企業・経営能力を有する留学生の場合、卒業した大学等による推薦を受け、企業に必要な事業所が確保され、具体的な事業計画書が提出されている等により、確実に起業することが認められるときは、「特定活動」の在留を許可し、最長で卒業後6月の滞在が認められます。

## 7 外国人留学生の国内での就職促進のための取組

平成30年6月15日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」、「未来投資戦略」及び「規制改革実施計画」において、外国人材の受入れを拡大するため新たな在留資格を創設すること、外国人留学生の国内での就職を更に円滑化すること及び在留資格変更申請時の提出書類を簡素化すること等が盛り込まれました。

これら施策の実行に向けた留学生の国内での就職促進のための取組として、①我が国大学を卒業した留学生が働ける業種の幅を更に広げるための在留資格の見直し、②クールジャパン分野に関連する業務に更に広く従事可能となるための在留資格の見直し、③「留学生の在留資格『技術・人文知識・国際業務』への変更許可のガイドラインの改定、④留学生の国内での就職支援に係る個別の事前相談に応じる相談窓口の開設、⑤一定の基準を満たす企業に就職予定の留学生について在留資格変更許可申請時の提出資料の簡素化といった取組を検討しているところであり、③については、許可事例や不許可事例を多く掲載することにより、申請時における予見可能性を高めることを目的として、平成30年12月にガイドラインを改定し、既に公表しているところです。

また、①については、独立行政法人学生支援機構による調査結果によると、平成28年度卒業の

外国人留学生の日本国内における就職率が約36%であったことのほか、「日本再興戦略2016」において、これを5割へ向上させることが目標とされていたことを踏まえて検討を行い、国内の大学・大学院を卒業・修了し、日本語による高いコミュニケーション能力（N1レベル等）を持つ者が、在学中に習得した知識や日本語を活用した円滑な意思疎通を要する業務に従事する場合に、日本人と同等報酬を受けるとの一定の要件を満たす場合は、「特定活動」への在留資格変更を許可することとし、現在、パブリックコメントにより意見を求めているところです。

なお、これまで就労を目的とする在留資格への変更許可申請を行い、在留が認められた留学生のうち、約9割が許可されている在留資格「技術・人文知識・国際業務」ではいわゆる総合職としてのオフィスワークが対象とされていたところですが、今後は、このように大学等卒業者に対する就職の幅を広げることにより、主体的かつ臨機応変に日本語を活用する業務が含まれている場合であれば、これまでの総合職としてのオフィスワークに限らず、契約機関における業務全般を行うことが可能となりますので、例えば、ホテルやレストランにおける接客や小売店での対面販売のほか、工場のラインで従業員の指揮・指導をする傍ら、自らもライン内で作業を行うことが認められることとなります。

## 8 日本語教育機関の適正化に向けた取組

平成30年12月25日にとりまとめられた「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」における126の施策の中には、留学生に関する資格外活動に係る問題等を踏まえた日本語教育機関の質の向上や適切な管理のための施策も盛り込まれています。

具体的には、生徒の出席率や不法残留者等の割合等の基準の厳格化、留学生の日本語能力に係る試験の合格率等による厳格な数値基準の導入による留学告示からの抹消基準を厳格化するほか、告示基準適合性に係る定期的な点検及び地方出入国在留管理局に対する報告の義務付け等について速やかに告示基準を見直すとともに、日本語教育機関の適正性判断に係る選定基準についても見直すことにより適正化を図るといった内容となっています。

法務省においては、これら施策への対応に向けて関係省庁と連携しつつ、告示基準の改正案について検討しており、パブリックコメントの開始に向けて作業を進めているところです。

## 9 おわり

今後、留学生に対する就職支援により業種の幅が拡大し、日本での就職のチャンスが拡大する一方で、日本への出稼ぎを目的とした留学生や日本への留学の入口とも言える日本語教育機関の適正化を図っていくことが喫緊の課題となっていることを踏まえると、政府機関と教育機関とが更なる連携を図ることにより適正な留学制度に向けて取組が不可欠であると考えます。